

山口労雇均発 0518 第2号
令和4年5月18日

関係団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

就職活動中の学生に対するハラスメント対策の推進について

平素より、厚生労働行政の推進に関し、ご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、就職活動中の学生をハラスメントから守り、より安心して就職活動に取り組めるための環境整備を進めております。

6月より採用面接による選考が解禁となり、就職活動中の学生と対面する機会が増える時期となりましたので、改めてハラスメント防止指針に基づいた取組の徹底をお願いします。

つきましては、「就職活動中の学生に対するハラスメント対策」について、会員企業・団体等に対します周知にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

「職場におけるハラスメントの防止のために」について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukinbou/seisaku06/index.html

担当

山口労働局雇用環境・均等室
指導係

電話 083-995-0390